

2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 バリュークリエーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 晃人
(コード：9238、東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部 和田 晃一
(TEL. 03-5468-6877)

当社に対する損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、株式会社リベリオン（以下「原告」といいます。）から、当社含む複数社に対して提起された損害賠償等請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日等

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起日 2026 年 8 月 4 日
- (3) 事件番号 令和 8 年（ワ）第 107398 号
- (4) 訴状送達日 2026 年 9 月 1 日

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告は、ジー・プラン株式会社が売上を仮装する目的で行ったとする架空循環取引に、原告がその事情を知らずに関与させられ、その後、ジー・プラン株式会社に対する広告代金が未回収となったことにより損害を被ったと主張しています。

原告は、当社が原告に本件取引を紹介し、原告から手数料を受領していたことなどを理由として、当社元役員の紹介行為等について共同不法行為責任が成立し、当社が同元役員の行為について使用者責任を負うなどと主張し、当社を含む被告 3 社に対して損害賠償を求める本件訴訟を提起したものです。

なお、本件訴訟は、当社が 2026 年 8 月 28 日付で公表した「当社及び当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」に記載した訴訟と同一の架空循環取引に関連するものですが、原告及び請求内容が異なる別個の訴訟です。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称 株式会社リベリオン
- (2) 所在地 東京都渋谷区恵比寿二丁目 28 番 10 号
- (3) 代表者の役職・氏名代表取締役 坪崎 祐介

4. 訴訟の内容

- (1) 請求内容 損害賠償等請求
- (2) 請求金額 213,368,517 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年 3 %の割合による遅延損害金並びに訴訟費用

5. 当社の対応及び今後の見通し

当社が設置した特別調査委員会による調査の結果、当社及び当社関係者について、本件架空循環取引への意図的な関与や他の関係者との共謀は認められておりません。

また、当社は、原告が参加していた本件取引における広告取引の受発注及び代金決済の商流には関与すらしておりません。

原告は、当社の元役員がジー・プラン株式会社の役職員を原告に紹介したこと、当社が架空循環取引に巻き込まれたために、原告の取引の商流に関しても架空循環取引であることを認識し得てしかもそれに対して重大な過失があり、原告に対して説明義務まで負っていたと主張しておりますものの、当社としては、上記事実関係に照らせば、当社に対して損害賠償責任を求める原告の請求は、事実関係及び法的根拠を欠くと考えており、裁判手続において当社の正当性を明確に主張し、原告の請求の棄却を求めてまいります。

本件訴訟が当社の業績に与える影響については、現時点では合理的に算定することは困難です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上